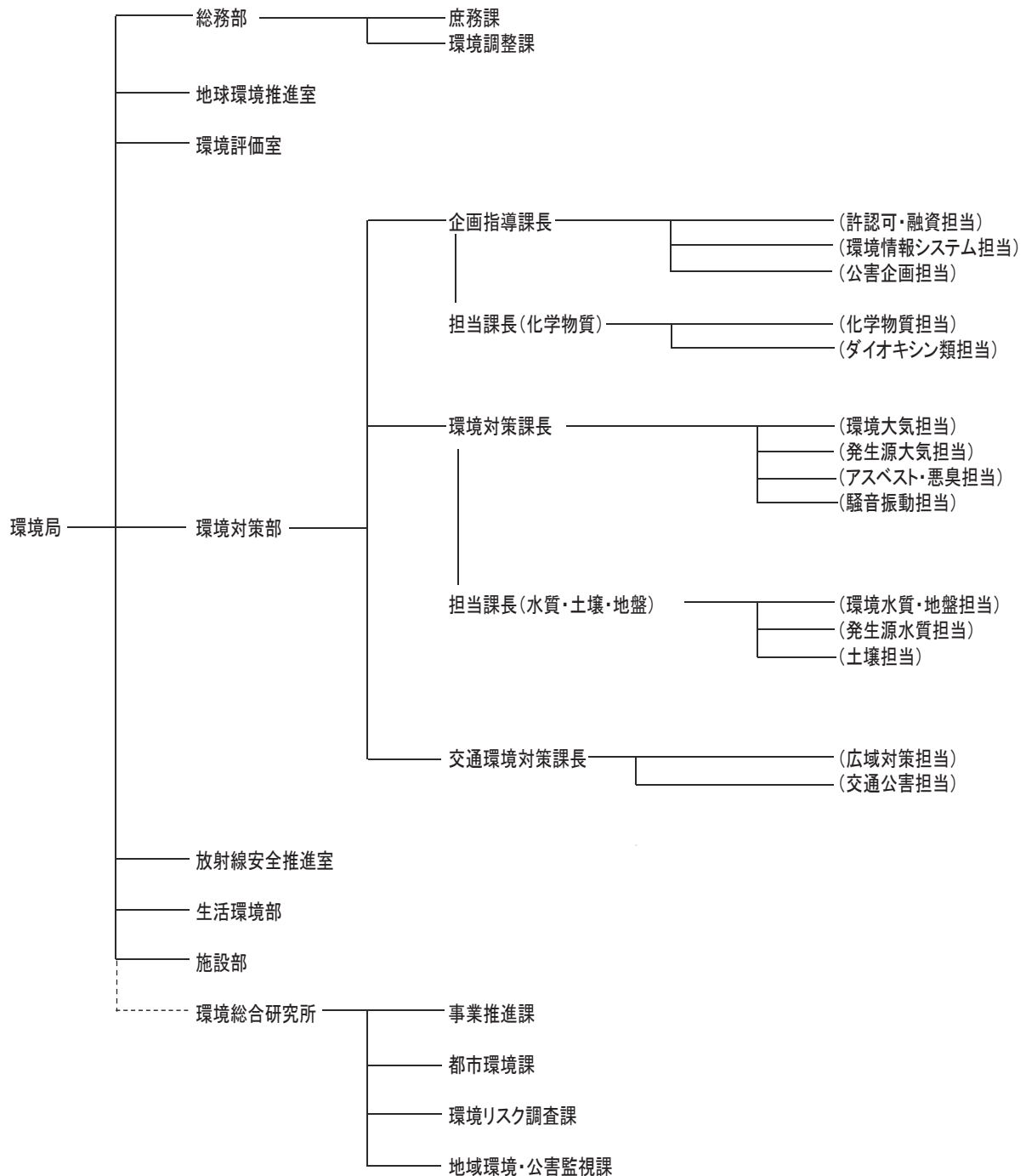


參考資料

I 事業執行関係資料

1 川崎市環境局環境対策部関係 所・課

(平成25年4月1日現在)



2 公害部門の予算費目内訳

平成 25 年度予算総括表（一般会計～環境費～公害対策費）

（単位：千円）

	平成 25 年度 当初予算額	財 源 内 訳						平成 24 年度 当初予算額	対前年比 倍 率
		国庫	県	市債	使用料及 び手数料	その他	一般財源		
公 害 対 策 費	891,603	24,088	1,127	0	220	25,688	840,480	866,263	1.03
公害対策総務費	656,987	17,345	315	0	220	16,111	622,996	641,203	1.02
地盤沈下調査費	-	-	-	-	-	-	-	24,768	-
公害監視センター費	-	-	-	-	-	-	-	131,961	-
公害研究所費	-	-	-	-	-	-	-	68,331	-
環境総合研究所 公害研究費	234,616	6,743	812	0	0	9,577	217,484	-	-

（注）平成 25 年度予算において、「地盤沈下調査費」、「公害監視センター費」及び「公害研究所費」を廃止し、「環境総合研究所公害研究費」を新設した。

Ⅱ 統計資料等

1 大気汚染関係資料

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

ア ばい煙発生施設

ばい煙発生施設届出工場又は事業場の数

平成 25 年 3 月末現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	470	206			56	75	43	26	31	33
		93	52	61						

ばい煙発生施設届出数

平成 25 年 3 月末現在

施設/地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
		大師	田島	川崎							
別表1	合計	979			157	200	88	64	74	75	
		525	252	202							
1	ボイラー	745	182	65	120	80	123	51	29	54	41
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	3	0	2	0	0	0	0	0	1	0
3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
4	溶鉱炉・転炉・平炉	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0
5	金属溶解炉	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	103	38	61	0	0	4	0	0	0	0
7	石油加熱炉	109	101	8	0	0	0	0	0	0	0
8	触媒再生炉	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
8の2	燃焼炉	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
9	窯業焼成炉・溶融炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
10	反応炉・直火炉	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
11	乾燥炉	45	23	19	2	0	1	0	0	0	0
12	電気炉	11	3	8	0	0	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	40	23	8	2	0	0	3	0	1	3
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	塩素急冷施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	溶解槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	活性炭製造用反応炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	塩素・塩化水素反応施設等	18	9	9	0	0	0	0	0	0	0
20	電解炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	りん酸質肥料等製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	弗酸製造用施設	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
23	トリポリリン酸ナトリウム製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	溶解炉(鉛二次精錬)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
25	溶解炉(鉛蓄電池)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	硝酸製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	コークス炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
29	ガスタービン	122	25	9	18	19	16	15	11	7	2
30	ディーゼル機関	358	95	43	44	56	54	17	20	6	23
31	ガス機関	49	11	1	16	2	2	2	4	5	6
32	ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

粉じん発生施設届出工場又は事業場の数

平成25年3月末現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	40	30			0	0	4	2	3	1
		15	14	1						

粉じん発生施設設置届出数

平成25年3月末現在

施設/地区		合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
別表1	合計		大師	田島	川崎						
	合計	860	813			0	0	29	5	10	3
1	コークス炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積場	37	13	20	0	0	0	0	2	2	0
3	コンベア	684	84	556	5	0	0	27	3	8	1
4	破砕機・摩砕機	40	10	26	0	0	0	2	0	0	2
5	ガス発生炉・ガス加熱炉	96	15	81	0	0	0	0	0	0	0

イ 集じん装置

集じん装置導入台数

平成25年3月末現在

集じん装置の種類	導入台数	割合(%)
重力集じん	2	1.6
慣性力集じん	3	2.2
遠心力集じん	21	15.3
洗浄集じん	31	22.6
ろ過集じん	47	34.3
電気集じん(乾式)	17	12.4
電気集じん(湿式)	10	7.3
その他	6	4.4
合計	137	100

処理対策施設数

平成25年3月末現在

処理対策施設数	導入台数	割合 %
ボイラー	21	14.0
金属溶解炉	4	2.7
溶融炉	5	3.3
乾燥炉	34	22.7
電気炉	6	4.0
焼却炉	50	33.3
その他	30	20.0
合計	150	100.0

(2) 排煙脱硫装置導入状況

平成25年3月末現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硫装置 設置数	接続 施設 数
東燃化学(株)川崎工場	ボイラー	409,280	H 10. 6	1	2
東燃ゼネラル石油(株)川崎工場	ボイラー・燃焼 炉・反応炉	365,000	S 60. 8	2	6
東亜石油(株)京浜製油所	触媒再生塔	113,750	H 7. 10	1	1
	ボイラー	770,000	H 12. 10	1	1
入江崎水処理センター	廃棄物焼却炉	19,161	H 4. 4	3	3
	廃棄物焼却炉	10,795	H 15. 4	1	1
日本ゼオン(株)川崎工場	廃棄物焼却炉	9,604	H 18. 11	1	3
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所	廃棄物焼却炉	83,739	H 20. 9	1	1
東洋ガラス(株)川崎工場	熔融炉	17,600	H 8. 12	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 5. 9	3	3
(株)クレハ環境かながわ事業所	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 5	6	3
昭和電工(株)川崎事業所	廃棄物焼却炉	4,286	S 51. 4	1	1
	廃棄物焼却炉	11,829	H 7. 4	1	1
	ボイラー	325,900	H 7. 12	2	2
東日本旅客鉄道(株)川崎発電所	ボイラー	430,000	S 49. 2	1	1
JFEスチール(株) 東日本製鉄所(京浜地区)	コークス炉	160,000	S 50. 9	2	2
	焼結炉	1,400,000	H 15. 4	1	1
カポック(株)本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 8. 4	1	1
(株)中商扇町CRセンター	廃棄物焼却炉	21,451	H 7. 2	1	1
JFE環境(株)川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	H 16. 11	2	1
		10,200	H 19. 1	1	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	162,040	S 60. 12	1	2
川崎市橋処理センター	廃棄物焼却炉	47,576	H 13. 1	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	H 24. 2	1	1

(3) 脱硝技術導入状況

平成25年3月末現在

① 触媒を使用した脱硝技術

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
日本ブチル（株）川崎工場	ボイラー	55,000	H 3. 5	2	2
	ガスタービン	55,000	H 3. 5	2	2
東燃化学（株）川崎工場	ガスタービン	455,210	S 63. 3	1	2
	ボイラー	409,280	H 11. 7	1	2
JX 日鉱日石エネルギー（株） 川崎製造所 浮島地区	ボイラー	156,620	S 51. 12	1	1
		195,000	H 20. 3	1	1
花王（株）川崎工場	ガスタービン	70,700	H 16. 2	1	1
		63,000	H 11. 3	1	1
東燃ゼネラル石油（株） 川崎工場	石油加熱炉	237,300	S 59. 9	2	4
		133,000	H 11. 1	1	1
	ガスタービン	380,000	H 11. 1	1	1
東京電力（株）西火力事業所 川崎火力発電所	ガスタービン	2,200,000	H 16. 7	1	1
		2,200,000	H 17. 1	1	1
		2,200,000	H 21. 1	1	1
（株）日本触媒 川崎製造所千鳥工場	ガスタービン	78,585	H 16. 10	1	1
川崎クリーンパワー発電所	ガス機関	30,600	H 14. 10	2	2
		42,300	H 19. 6	2	2
東亜石油（株） 京浜製油所	触媒再生塔	113,750	S 62. 2	1	1
	ボイラー	641,000	H 12. 10	1	1
	ガスタービン	636,600	H 12. 10	1	2
	石油加熱炉	127,644	H 15. 1	1	2
日本ゼオン（株）川崎工場	ガスタービン	69,000	H 9. 4	1	1
	ガス機関	14,550	H 17. 6	2	2
	廃棄物焼却炉	9,604	H 18. 11	1	3
旭化成ケミカルズ（株） 川崎製造所	燃焼炉	95,300	H 8. 11	1	1
	ガスタービン	271,466	H 9. 4	1	1
	焼却炉	75,395	H 20. 9	1	1
JX 日鉱日石エネルギー（株） 川崎製造所 川崎地区	ガスタービン	502,360	H 5. 6	1	2
東洋ガラス（株）川崎工場	ボイラー				
東京電力（株）西火力事業所 東扇島火力発電所	ガス機関	5,290	H 18. 3	2	2
東京電力（株）西火力事業所 東扇島火力発電所	ボイラー	2,939,000	S 62. 9	2	2
JFE 鋼板（株）	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1

		6,030	H 17. 5	1	1
(株)クレハ環境かながわ事業所	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	3	3
三栄レギュレータ(株)東京工場	廃棄物焼却炉	52,540	H 14. 4	1	1
川崎市王禅寺処理センター	廃棄物焼却炉	35,000	H 23. 11	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	H 24. 2	1	1

① 触媒を使用した脱硝技術(続)

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
昭和電工(株) 川崎事業所	ボイラー	285,000	H 9. 4	2	2
東日本旅客鉄道(株) 川崎発電所	ガスタービン	982,000	S 56. 4	1	1
	ボイラー	380,000	S 57. 7	1	1
	ガスタービン	1,232,620	H 5. 7	1	1
	ガスタービン	1,311,100	H 11. 3	1	1
J F E スチール(株) 東日本製鉄所(京浜地区)	焼結炉	1,400,000	S 54. 6	1	1
	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1
昭和炭酸(株)川崎工場	ガス機関	9,090	H 13. 7	1	1
川崎天然ガス発電所	ガスタービン	2,060,000	H 20. 10	2	2
川崎市立川崎病院	ガス機関	1,752	H 10. 10	3	3
味の素(株)川崎事業所	ガス機関	35,300	H 18. 1	6	1
パレール	ガス機関	1,500	H 2. 10	2	2
N T T ドコモ川崎ビル	ガス機関	2,880	H 13. 12	3	3
マジジョーレ	ガス機関	1,437	H 14. 6	2	2
ラゾーナ川崎プロパティ	ガス機関	5,908	H 18. 5	2	2
三菱ふそう トラック・バス株式会社	ガスタービン ボイラー	57,789	H 12. 7	2	2
労働福祉事業団 関東労災病院	ガス機関	2,792	H 11. 11	2	2
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	ガス機関	619	H 13. 6	2	2
(学) 聖マリアンナ医科大学	ガス機関	22,472	H 19. 7	2	2
学校法人専修大学生田校舎	ガス機関	1,900	H 5. 4	2	2
多摩区総合庁舎	ガス機関	2,419	H 9. 1	1	1
新百合丘ビブレ	ガス機関	2,870	H 9. 9	4	4

(3) 脱硝技術導入状況

平成25年3月末現在

② 触媒を使用しない脱硝技術

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
東燃化学(株)川崎工場	ボイラー	205,000	S 50. 3	1	1
	ボイラー	428,506	S 52. 7	2	2
東燃ゼネラル石油(株) 川崎工場	ボイラー	323,000	H 5. 11	1	1
	石油加熱炉	47,250	H 8. 5	2	2
	石油加熱炉	33,750	H 9. 3	1	1
	石油加熱炉	75,697	S 53. 2	1	1
	石油加熱炉	71,308	H 7. 6	1	1
	石油加熱炉	60,000	H 8. 5	1	1
東亜石油(株)京浜製油所	ボイラー	124,016	H 8. 12	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 7. 10	3	3
JFE環境(株) 東日本本部 [水江地区]	廃棄物焼却炉	5,596	H 15. 9	1	1
昭和電工(株)川崎事業所	廃棄物焼却炉	11,829	H 7. 10	1	1
(株)デイ・シイ川崎工場	焼成炉	60,000	S 56. 1	2	2
	焼成炉	53,000	S 56. 1	1	1
カポック(株)本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 10. 2	1	1
JFE環境(株)川崎エコクリ ーン	廃棄物焼却炉	58,500	H 18. 1	2	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	81,020	S 61. 4	1	2
川崎市橘処理センター	廃棄物焼却炉	48,537	S 58. 9	3	3
(株)クレハ環境かながわ事業 所	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	H 24. 2	1	1

2 自動車関係資料

自動車排出ガス規制値

○新車の自動車排出ガス規制値

種別	新短期規制				新長期規制				ポスト新長期規制				備考			
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値				
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15モード(g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	コンバインモード(g/km)※3	CO	平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	1.92(1.15)			
			HC		0.17(0.08)				NMHC				0.08(0.05)	NMHC	0.08(0.05)	
			NOx		0.17(0.08)								NOx		0.08(0.05)	PM
		CO	31.1(19.0)		CO		平成19年		6.67(4.02)		CO			平成21年	6.67(4.02)	
		HC	4.42(2.20)						NMHC						0.08(0.05)	
		NOx	2.50(1.40)										NOx		0.08(0.05)	PM
	11モード(g/test)	CO	平成14年	5.11(3.30)	コンバインモード(g/km)	CO		平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年			1.92(1.15)	
		HC		0.25(0.13)					NMHC						0.08(0.05)	
		NOx		0.25(0.13)									NOx		0.08(0.05)	PM
	CO	58.9(38.0)		CO		平成13年	4.08(2.55)		CO		平成21年			4.08(2.55)		
	HC	6.40(3.50)					NMHC							0.08(0.05)	NMHC	
	NOx	3.63(2.20)											NOx	0.10(0.07)		PM
	10・15モード(g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	コンバインモード(g/km)		CO	平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る		CO		平成21年	1.92(1.15)	
		HC		0.17(0.08)					NMHC						0.08(0.05)	
		NOx		0.17(0.08)									NOx		0.08(0.05)	PM
	CO	31.1(19.0)		CO		平成13年	4.08(2.55)		CO		平成21年	4.08(2.55)				
	HC	4.42(2.20)					NMHC					0.08(0.05)			NMHC	
	NOx	2.50(1.40)										NOx	0.10(0.07)			PM
	11モード(g/test)	CO	平成13年	3.36(2.10)	コンバインモード(g/km)		CO	平成17年	21.3(16.0)	コンバインモード(g/kWh)※NOx触媒付直噴車に限る			CO	平成21年	21.3(16.0)	
		HC		0.17(0.08)					NMHC						0.31(0.23)	
		NOx		0.25(0.13)								NOx			0.9(0.7)	PM
	CO	38.5(24.0)		CO		平成13年	26.0(16.0)		JE05モード(g/kWh)		CO		平成21年		26.0(16.0)	
	HC	4.42(2.20)					NMHC								0.99(0.58)	
	NOx	2.78(1.60)										NOx			2.03(1.40)	PM
10・15モード(g/km)	CO	平成14年	0.98(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO		平成17年	0.84(0.63)		コンバインモード(g/km)	CO			平成21年	0.84(0.63)	
	HC		0.24(0.12)					NMHC							0.032(0.024)	
	NOx		0.43(0.28)									NOx			0.19(0.14)	NOx
CO	0.45(0.30)		PM		0.017(0.013)	PM		0.017(0.013)								
NOx	0.11(0.052)				PM			0.019(0.014)	PM		0.019(0.014)					
PM	CO		平成14年			0.98(0.63)		コンバインモード(g/km)			CO	平成17年	0.84(0.63)		コンバインモード(g/km)	CO
	HC	0.24(0.12)		NMHC		0.032(0.024)	NMHC			0.032(0.024)						
	NOx	0.43(0.28)			NOx	0.19(0.14)			NOx	0.19(0.14)						
CO	0.43(0.28)	PM		0.017(0.013)		PM	0.017(0.013)									
NOx	0.11(0.056)			PM			0.019(0.014)			PM	0.019(0.014)					
10・15モード(g/km)	CO	平成15年			0.98(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO		平成17年		0.84(0.63)		コンバインモード(g/km)	CO		平成21年
	HC		0.24(0.12)		NMHC			0.032(0.024)			NMHC	0.032(0.024)				
	NOx		0.68(0.49)	NOx				0.33(0.25)		NOx		0.33(0.25)				
CO	0.12(0.06)		PM		0.020(0.015)		PM	0.020(0.015)								
NOx	0.12(0.06)				PM			0.020(0.015)			PM	0.020(0.015)				
10・15モード(g/km)	CO		平成15年	3.46(2.22)			コンバインモード(g/km)	CO		平成17年		2.95(2.22)		コンバインモード(g/km)	CO	
	HC	1.47(0.87)		NMHC		0.23(0.17)			NMHC			0.23(0.17)				
	NOx	4.22(3.38)			NOx	2.7(2.0)					NOx	2.7(2.0)				
CO	0.35(0.18)	PM		0.036(0.027)		PM		0.036(0.027)								
NOx	0.35(0.18)			PM				0.036(0.027)	PM			0.036(0.027)				
D13モード(g/kWh)	CO	平成15年			3.46(2.22)	JE05モード(g/kWh)		CO			平成17年	2.95(2.22)	JE05モード(g/kWh)		CO	平成21年
	HC		1.47(0.87)		NMHC		0.23(0.17)			NMHC		0.23(0.17)				
	NOx		4.22(3.38)	NOx			2.7(2.0)		NOx			2.7(2.0)				
CO	0.35(0.18)		PM		0.036(0.027)		PM	0.036(0.027)								
NOx	0.35(0.18)				PM			0.036(0.027)		PM		0.036(0.027)				

※1 CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

※2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。

※3 コンバインモードとは、

平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4 ディーゼルトラック・バスの重量車のうち、車両総重量2.5t<GVW≤12tについては平成15年10月1日から、車両重量12t<GVWについては平成16年10月1日から適用される。

種別	従来規制				現行規制				次期規制				備考			
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値				
二輪車	第一種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	WMTC (g/km) ※3	CO	平成24年	(2.2)			
				HC										(2.0)	HC	(0.45)
				NOx												
		CO	平成10年	二輪車 (g/km)	CO	(0.50)	CO	平成24年	(2.2)							
		HC												(3.00)	HC	(0.45)
		NOx														
	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	(2.0)	CO	平成24年	(2.2)					
			HC									(2.00)	HC	(0.45)		
			NOx												(0.30)	NOx
	CO	平成10年	二輪車 (g/km)	CO	(2.0)	CO	平成24年	(2.62)								
	HC								(2.00)	HC	(0.27)					
	NOx											(0.30)	NOx	(0.21)		
4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	CO							平成24年	(0.27)
		HC							(8.00)	HC	(0.30)					
		NOx										(3.00)	NOx	(0.15)		
2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)	CO							平成24年	3.48(2.62)
		HC							(8.00)	HC	平成19年					
		NOx										(0.10)	NOx	平成19年		
2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)	CO							平成24年	3.48(2.62)
		HC							(13.0)	HC	平成19年					
		NOx										(2.93(2.00))	NOx	平成19年		
2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)	CO							平成24年	3.48(2.62)
		HC							(14.4(8.00))	HC	平成19年					
		NOx										(5.26(3.00))	NOx	平成19年		
2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)	CO							平成24年	3.48(2.62)
		HC							(20.0(13.0))	HC	平成19年					
		NOx										(2.93(2.00))	NOx	平成19年		
2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)	CO							平成24年	3.48(2.62)
		HC							(20.0(13.0))	HC	平成19年					
		NOx										(2.93(2.00))	NOx	平成19年		

18年、19年からの二輪車の試験モードは冷動機に変更。

種別	従来(現行)規制				現行(次期)規制			
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値
ディーゼル特殊自動車	定格出力19kW以上37kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成19年	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)
			HC			NMHC		0.9(0.7)
			NOx			NOx		5.3(4.0)
			PM			PM		0.04(0.03)
	定格出力37kW以上56kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成20年	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)
			HC			NMHC		0.9(0.7)
			NOx			NOx		5.3(4.0)
			PM			PM		0.025(0.033)
	定格出力56kW以上75kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成20年	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)
			HC			NMHC		0.25(0.19)
			NOx			NOx		4.4(3.3)
			PM			PM		0.03(0.02)
	定格出力75kW以上130kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成19年	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)
			HC			NMHC		0.25(0.19)
			NOx			NOx		4.4(3.3)
PM			PM			0.03(0.02)		
定格出力130kW以上560kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成18年	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6(3.5)	
		HC			NMHC		0.25(0.19)	
		NOx			NOx		2.7(2.0)	
		PM			PM		0.03(0.02)	
ガソリン・LPG特殊自動車	定格出力19kW以上560kW未満のもの				7モード (g/kWh)	平成19年	CO	26.6(20.0)
							HC	0.80(0.60)
							NOx	0.80(0.60)

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 20.0(13.0)とは、1台あたりの上限値 20.0、型式あたりの平均値 13.0を示す。

※3 第一種原動機付自転車のうち、最高速度50km/h以下のものは従前の通り

3 水質汚濁関係資料

(1) 水質汚濁法に基づく届出状況

(表 1 - 1) 業種別工場又は事業場の数 (水質汚濁防止法)

平成25年3月末現在

業種	地区								
	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計	675	179	18	50	169	93	90	76	
食 料 品 製 造 業	53	14	0	4	16	8	9	2	
紙 加 工 品 製 造 業	1	1	0	0	0	0	0	0	
化 学 工 業	40	39	0	0	1	0	0	0	
石 油 製 品 製 造 業	5	4	1	0	0	0	0	0	
鉄 鋼 業	7	7	0	0	0	0	0	0	
金 属 製 品 製 造 業	46	22	1	6	12	0	3	2	
電 気 機 械 器 具 製 造 業	14	4	3	0	3	0	1	3	
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	4	1	0	1	0	2	0	0	
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	21	9	0	2	8	0	0	2	
そ の 他 の 製 造 業	31	6	1	2	15	4	0	3	
洗 濯 業	141	2	0	11	44	24	36	25	
そ の 他	312	70	12	24	70	55	41	40	

(表 1 - 2) 排水量規模特定事業場数

平成25年3月末現在

排水規模	地区								
	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計	667 (152)	173 (69)	18 (15)	49 (13)	168 (27)	93 (9)	90 (11)	76 (8)	
内 訳	有害物質貯蔵指定施設 のみを設置する事業場	8 (8)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	50m ³ /日未満	604 (124)	116 (46)	16 (14)	48 (12)	167 (26)	92 (8)	90 (11)	75 (7)
	50~400m ³ /日未満	18 (7)	15 (5)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	400m ³ /日以上	45 (21)	42 (18)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

(注) : () 内の値は、有害物質を使用する事業場数

(表 1 - 3) 特定施設別特定事業場数

平成25年3月末現在

	代表特定施設又は 代表特定施設に係る業種	特定事業場数					
		50m ³ 以上		50m ³ 未満		合計	
			有害物質		有害物質		有害物質
1	鉱業・水洗炭業						
1の2	畜産農業			7		7	
2	畜産食料品製造業			7		7	
3	水産食料品製造業						
4	保存食料品製造業			1		1	
5	みそ・しょうゆ・食用アミノ酸・グルタミン酸・ ソース・ソーダ・食酢製造業	1	1	1		2	1
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業			1		1	
10	飲料製造業			1		1	
11	動物系飼料・有機肥料製造業			1		1	
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・加工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	めん類製造業			2		2	
17	豆腐・煮豆製造業			30		30	
18	インスタントコーヒー製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業						
18の3	たばこ製造業						
19	紡績業、繊維製品の製造・加工業			3		3	
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業						
21の2	般製材業・木材チップ製造業						
21の3	合板製造業						
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業						
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			6	3	6	3
24	化学肥料製造業	1	1			1	1
25	か性ソーダ・か性カリ製造業						
26	無機顔料製造業						
27	その他の無機化学工業製品製造業	1		1	1	2	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						
29	コールタール製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業						
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業	10	1	1		11	1
34	合成ゴム製造業	2	1			2	1
35	有機ゴム薬品製造業						
36	合成洗剤製造業	1				1	
37	その他の石油化学工業	9	4	1		10	4
38	石けん製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						
43	写真感光材料製造業						
44	天然樹脂製品製造業						

45	木材化学工業						
46	その他の有機化学工業製品製造業	3	1	2		5	1
47	医薬品製造業			1	1	1	1
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	試薬製造業						
51	石油精製業	2	1			2	1
51の2	自動車タイヤ・チューブ・ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業						
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業						
53	ガラス・ガラス製品製造業	2	2	3	1	5	3
54	セメント製品製造業						
55	生コンクリート製造業			18	2	18	2
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業			2		2	
59	砕石業						
60	砂利採取業						
61	鉄鋼業	4	3	3	1	7	4
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品製造業・機械器具製造業	1		10	3	11	3
63の2	空きびん卸売業						
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設						
64	ガス供給業・コークス製造業						
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水			4	2	4	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	4	2	28	10	32	12
66	電気めっき施設	1	1	14	8	15	9
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキソンの混合施設						
66の3	旅館業			13		13	
66の4	共同調理場						
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	1		7	1	8	1
66の6	飲食店			3		3	
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店						
66の8	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ						
67	洗たく業			141	23	141	23
68	写真現像業			15		15	
68の2	病院	1		7	2	8	2
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
69の2	中央卸売市場	1	1			1	1
69の3	地方卸売市場						
70	廃油処理施設						
70の2	自動車分解整備事業			3		3	
71	自動式車両洗浄施設	1		110		111	
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関	2	2	52	11	54	13
71の3	一般廃棄物処理施設			3	2	3	2
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	8	2	9	3
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			3		3	
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設			1	1	1	1
72	し尿処理施設	1		5		6	
73	下水道終末処理施設	4	4			4	4
74	共同処理施設	6	1	4		10	1
	指定地域特定施設	3	1	33		36	1
	合 計	64	28	556	74	620	102
	うち有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場	25	14	16	10	41	24

(2) 河川・海域環境調査地点及び測定項目

調査項目	生活環境項目											健康項目																														
	水素イオン濃度	溶解酸素量	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	n-ヘキササン抽出物質	全窒素	全リン	全亜鉛	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1-2ジクロロエタン	1-1トリクロロエタン	シス1-2ジクロロエチレン	1-1トリクロロエタン	1-1,2トリクロロエタン	トクロクロエチレン	テトラクロロエチレン	1-3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1-4ジオキサン						
測定地点																																										
* 三沢川 ・ 一の橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2			
* 二ヶ領本川 ・ 堰前橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
* 平瀬川 ・ 平瀬橋 (人道橋)	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
* 麻生川 ・ 耕地橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
* 真福寺川 ・ 水車橋前	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
二ヶ領用水 円筒分水下流 ・ 今井仲橋	12	12	12	12	12			6	6		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
二ヶ領用水 宿河原線 ・ 出合い橋	12	12	12	12	12			6	6																																	
五反田川 ・ 追分橋	12	12	12	12	12			6	6																																	
片平川 ・ 片平橋下	12	12	12	12	12			6	6																																	
有馬川 ・ 五月橋	12	12	12	12	12			6	6																																	
渋川 ・ 渋川橋	12	12	12	12	12			6	6																																	
登戸排水路	4	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
六ヶ村掘下水路	4	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
宮内下水路	4	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
矢上川 ・ 大日橋	4	4	4	4	4			4	4																																	
矢上川 ・ 日吉橋	4	4	4	4	4			4	4																																	
三沢川 ・ 下村橋下	4	4	4	4	4			4	4																																	
二ヶ領本川 ・ 親水公園内	4	4	4	4	4			4	4																																	
山下川 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																																	
二ヶ領本川 ・ 南橋	4	4	4	4	4			4	4																																	
二ヶ領用水 宿河原線 ・ 北村橋上	4	4	4	4	4			4	4																																	
二ヶ領用水 円筒分水下流 ・ 鹿島田橋	4	4	4	4	4			4	4																																	
平瀬川 ・ 支川合流後	4	4	4	4	4			4	4																																	
平瀬川 ・ 中之橋	4	4	4	4	4			4	4																																	
麻生川 ・ 山口橋	4	4	4	4	4			4	4																																	
* 矢上川 ・ 矢上川橋											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
* 浮島沖	12	12	12		4	4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12			2	
* 東扇島沖	12	12	12		4	4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12			2	
* 京浜運河千鳥町	12	12	12		4	4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12			2	
* 東扇島防波堤西	12	12	12		4	4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12			2	
* 京浜運河扇町	12	12	12		4	4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12			2	
* 扇島沖	12	12	12		4	4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12			2	
末広運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2	2																									2		
大師運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2	2																									2		
夜光運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2	2				2							2	2													2		
桜堀運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2	2				2							2	2													2		
池上運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2	2				2							2	2													2		
南渡田運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2	2				2							2	2													2		

注)表の数字は本市の実施した年間の測定回数を示す。

*は測定計画地点(なお、矢上川・矢上川橋については国土交通省が要監視項目以外の項目について測定を実施している)

■:は2層(上層、下層)について測定を実施している。

※は、水生生物の保全に係る要監視項目

※※は、人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目

4 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	該 当 地 域	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
		昼間 （午前6時から 午後10時まで）	夜間 （午後10時から 午前6時まで）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
	昼間（午前6時から 午後10時まで）	夜間（午後10時から 翌日午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考・車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

備考1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあつて都市計画法施行規則第

7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(注) a区域：第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域

c区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

(3) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	
	該当地域	昼間	夜間
		8時から19時	19時から8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	65	60
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域、第2種住居地域		
準住居地域、無指定			
第2種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地域
I	70以下	下記に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種住居低層専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ400メートル以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径600メートルの円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

(5) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

（ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。）

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況（平成 25 年 3 月末現在）

(1) 特定工場数

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	22	0	0	1	0	2	3	28
水質関係	17	1	0	1	0	0	2	21

(2) 特定施設数

ア 大気関係

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数	
1	焼結鉱の製造用焼結炉	1	
2	製鋼用電気炉	4	
3	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
5	廃棄物焼却炉 （火床面積が 0.5 m ² 以上又は 焼却能力合計が 50kg/時以上）	4 t/時以上	21
		2 t/時～4 t/時未満	6
		2 t/時未満	24
合 計		56	

イ 水質関係

（別表番号 1～19 のうち、本市に届出されている施設のみを掲載）

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	4
15イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	21
15ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	14
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	2
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	24
18	第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	6
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	0
合 計		71

6 公害防止管理者等選任届出状況

平成 25 年 3 月 31 日現在

業 種	区 分	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	公 害 防 止 管 理 者												
					合 計	大 気 関 係				水 質 関 係				粉 じ ん 関 係	騒 音 関 係	振 動 関 係	ダ イ オ キ シ ン 関 係
						第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種				
食料品製造業		2	2	1	3	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業		1	1		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
印刷・同関連業		2	2		2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
化学工業		27	27	7	70	6	0	11	12	11	5	15	9	0	1	0	0
石油製品・石炭製品製造業		8	7	3	12	0	0	6	1	0	0	3	0	2	0	0	0
プラスチック製品製造業		1	1		1				1								
窯業・土石製品製造業		10	6		12	0	0	2	0	0	1	0	1	8	0	0	0
鉄鋼業		9	9	2	20	0	0	8	3	4	0	0	2	1	0	0	2
非鉄金属製造業		1			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属製品製造業		21	11		26	0	0	0	2	0	14	0	0	0	4	6	0
はん用機械器具製造業		4	4		6	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	2	0
業務用機械器具製造業		2	1		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
電気機械器具製造業		12	10		16	0	0	1	4	0	1	0	0	0	5	5	0
輸送用機械器具製造業		4	4		9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0
その他の製造業		2	2		2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気業		6	5		6	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		112	92	13	189	7	1	37	26	15	26	20	12	11	15	17	2
						71				73							

7 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例運用状況調査結果（平成24年度実績）

公布日：平成11年12月24日

施行日：平成12年12月20日

(1) 許可、届出等の状況

表1 指定事業所数、設置許可数等

年度始 指定事業所数 (第17条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 指定事業所数 (A) + (B) + (C) + (D) - (E) - (F)
	現況 届出数 (第29条) (B)	既設 届出数 (附則第6項) (C)	設置 許可数 (第17条) (D)	許可 失効・取消数 (第27、28条) (E)	廃止 届出数 (第26条) (F)	
2,962	0	0	23	0	37	2,948

表2 事業開始

事業開始届出（第21条）
19

表3 変更許可数

変更 許可数 (第22条第1項)	変更許可 中止届 (第22条第3項)	変更 事前届 (第23条)	計画変更 等命令 (第23条)	計画変更 期間短縮 (第23条)	変更 事後届 (第24条)	承継 (第25条)
67	0	20	0	0	150	16

表4 環境配慮書関係（第30条関係）

環境配慮書	配慮項目別の内訳					
	環境 負荷低減 (付表1)	化学物質 (付表2)	自動車 排出ガス (付表3)	温暖化 物質 (付表4)	廃棄物 (付表5)	組織 体制 (付表6)
46	46	46	13	22	46	46

表5 環境行動事業所関係

年度始 環境行動 事業所数 (第32条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 環境行動事業所数 (第32条等関連) (A) + (B) - (C) - (D)
	認定数 (B)	変更 届出数 (C)	認定の 失効 (D)	認定の 取消 (D)	手続の 免除 (E)	
25	10	20	10	0	0	25

表6 事故時応急措置等完了報告書（第51条関係）

件数
0

表7 不飽和ポリエステル樹脂塗布作業数（第58条関係）

件数
0

表8 大型小売店における夜間小売業関係（第64条関係）

件数
0

表9 開発行為等に関する工事調書（第66条関係）

工事調書	(1) 騒音及び振動の防止	(2) 粉じんの発生の防止	(3) 汚水の流出の防止
115	115	115	115

表10 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止関係

事前調査結果届出書 (第67条の2)	石綿排出等作業実施届出書 (第67条の5)	石綿濃度測定計画届出書 (第67条の6)	石綿濃度測定結果届出書 (第67条の6)	作業完了報告書 (第67条の7)
782	44	60	65	259

表11 環境負荷低減行動計画書関係（第73条関係）

環境負荷低減行動計画書届出	行動別取組			
	事業活動概要 (付表1)	取組状況 (付表2)	行動目標 (付表3)	取組結果報告 (付表4)
0	0	0	0	0

表12 土壌関係（第81条他関係）

資料等調査結果報告書	土壌調査等 (詳細調査) 結果報告書	汚染土壌等 処理対策 実施計画書	汚染土壌等 処理対策 実施報告書	汚染土壌等 管理 実施計画書	汚染土壌等 (搬出土壌調査) 結果報告書
65	35	15	14	1	35

表13 地下水関係（第88条他関係）

揚水許可数 (附則第3項の許可含む)	揚水届出数 (附則第7項の届出含む)	揚水変更許可数	揚水変更届出数	揚水とりやめ届出数
1	2	2	6	2

表14 特定化学物質関係（第97条関係）

特定化学物質管理報告書	(1) 特定化学物質の管理状況	(2) 特定化学物質の取扱状況	(3) 特定化学物質の排出量及び移動量
0	0	0	186

表15 貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第99条の2関係）

要請状況報告書
123

表16 特定建築物環境計画書関係（第127条の4関係）

特定建築物環境計画書届出数 (第127条の4)	特定外建築物環境計画書届出数 (第127条の8)	特定・特定外建築物環境計画書届出数 (第127条の4、8)
75	7	82

特定・特定外建築物環境計画書変更届出数 (第127条の5、8)	新築等の取り止め届出数 (第127条の6、8)	工事完了届出等数 (第127条の7、8)	分譲共同住宅環境性能表示届出数 (第127条の11、14)
43	0	42	26

(2) 指示、勧告、措置命令等

表17 指示、勧告、措置命令等の総括表

	改善等指示	勧告	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
			改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他の措置命令	計			
許可関係 (条例第17条他)	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
環境配慮書関係 (条例第30条他)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第40条他)	7	—	0	0	0	0	0	0	0	364	150
粉じん規制関係 (条例第41条他)	20	—	0	0	0	0	0	0	0	0	65
悪臭関係 (条例第43条他)	17	—	0	0	0	0	0	0	0	0	87
水質関係 (条例第45条他)	12	—	0	0	0	0	0	0	0	777	276
騒音・振動関係 (条例第49条他)	144	—	0	0	0	0	0	0	0	0	144
事故時関係 (条例第51条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
緊急事態関係 (条例第52条他)	0	—	—	—	—	0	0	0	—	0	0
屋外燃焼関係 (条例第56条他)	18	—	—	—	—	—	—	0	0	0	87
炭化水素系物質施設関係 (条例第57条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第58条他)	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第62条他)	8	0	0	—	—	0	0	0	0	0	8
石綿飛散防止関係 (条例第67の2他)	425	0	—	—	—	—	—	—	0	0	745
環境負荷低減行動計画関係 (条例第73条他)	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0
土壌・地下水関係 (条例第78条他)	0	0	—	—	—	—	—	0	0	26	44
地盤沈下関係 (条例第88条他)	0	0	—	—	—	—	—	0	0	176	10
化学物質関係 (条例第95条他)	0	0	—	—	—	—	—	—	—	238	1
自動車関係 (条例第104条他)	0	0	—	—	—	—	—	—	0	1	17
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第127条の4他)	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	651	0	0	0	0	0	0	0	0	1,582	1,634

8 環境行動事業所一覧

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第32条に基づき環境行動事業所として認定した指定事業所

平成25年3月31日現在

	認定事業所名	所在地	初回認定日	最新の認定日	認定の有効期限
1	㈱東芝研究開発センター	幸区小向東芝町1番地	H13.1.22	H24.12.11	H27.9.29
2	日本電気㈱玉川事業場	中原区下沼部1753番地	H13.2.26	H24.12.11	H27.10.30
3	㈱東芝マイクロエレクトロニクスセンター	幸区小向東芝町1番地	H13.6.12	H22.8.23	H25.8.7
4	東日本旅客鉄道㈱エネルギー管理センター川崎発電所	川崎区扇町8番3号	H13.7.10	H25.3.7	H28.3.6
5	㈱デイ・シイ川崎工場	川崎区浅野町1番1号	H13.7.13	H23.12.20	H26.5.23
6	富士通㈱川崎工場	中原区上小田中4丁目1番1号	H13.7.25	H24.3.23	H27.3.22
7	日本ポリエチレン㈱川崎工場(千鳥地区)	川崎区千鳥町3番1号	H13.7.27	H22.6.25	H25.6.24
8	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所	川崎区夜光1丁目3番1号	H13.8.30	H24.4.21	H27.4.20
9	J×日鉱日石エネルギー㈱川崎製造所川崎地区	川崎区夜光2丁目3番1号	H13.9.4	H23.5.31	H26.5.30
10	J×日鉱日石エネルギー㈱川崎製造所浮島地区	川崎区浮島町10番10号	H13.9.4	H23.5.31	H26.5.30
11	東燃化学(合同)川崎工場	川崎区浮島町7番1号	H13.10.19	H22.11.8	H25.9.30
12	東燃ゼネラル石油㈱川崎工場	川崎区浮島町7番1号	H13.10.19	H22.11.8	H25.9.30
13	富士電機㈱川崎工場	川崎区田辺新田1番1号	H13.11.16	H25.2.14	H28.1.26
14	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所アクリル樹脂製造部	川崎区浮島町10番9号	H14.1.7	H24.4.21	H27.4.20
15	㈱東芝小向事業所	幸区小向東芝町1番地	H8.6.25	H23.10.29	H25.9.7
16	㈱東芝浜川崎工場浮島分工場	川崎区浮島町4番1号	H13.1.19	H25.2.15	H28.1.30
17	東亜石油㈱京浜製油所	川崎区水江町3番1号	H13.6.1	H23.7.1	H26.6.30
18	キャノン㈱矢向事業所	幸区塚越3丁目451番	H18.2.9	H23.9.29	H26.7.30
19	㈱日本触媒川崎製造所浮島工場	川崎区浮島町10番12号	H18.2.16	H24.6.26	H27.6.25
20	三光ライト工業㈱本社工場	中原区宮内2丁目29番1号	H18.2.27	H23.2.24	H26.1.20
21	㈱日本触媒川崎製造所千鳥工場	川崎区千鳥町14番1号	H18.2.28	H24.6.26	H27.6.25
22	㈱東芝 浜川崎工場	川崎区浮島町2番1号	H13.1.19	H25.2.25	H28.1.30
23	三光ライト工業㈱中原工場	中原区上小田中6-22-10	H20.6.3	H23.2.24	H26.1.20
24	キャノン㈱川崎事業所	幸区柳町70-1	H22.11.15	H23.8.3	H26.7.30
25	大同特殊鋼㈱川崎工場	川崎区夜光2-4-1	H13.5.15	H23.2.14	H25.8.25

Ⅲ 環境用語解説 (50音順)

条例：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

(平成11年川崎市条例第50号)

【あ行】

アイドリング・ストップ

自動車走っていない時にエンジン（原動機）を動かしている状態が続くと、無駄な燃料が消費されるとともに、有害な排出ガス（窒素酸化物等）が排出され大気汚染の原因となる。停車したときアイドリングをやめる行動をいう。

（条例関連：第10章第2節 自動車の駐車時における原動機の停止）

赤潮

プランクトンの異常繁殖により海水、湖沼、池が着色する現象。有害プランクトンや酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類が死ぬことがある。

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等22物質を特定悪臭物質と定め、規制している。市条例では、悪臭防止の指導を行っている。また、多種のにおいによる複合臭に対応するため、市の条例で人の嗅覚を用いた嗅覚測定法（官能試験）による許容限度値を定め、事業者に対し、規則基準を遵守するようを依頼している。

（条例関連：第4章第2節 悪臭の防止、環境への負荷の低減に関する指針）

亜酸化窒素（一酸化二窒素 N_2O ）

地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つである。物の燃焼、土中の有機物の分解などが発生原因で、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約6%である。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

アスベスト（石綿）

アスベストは、分解・変質しにくいことから、環境への蓄積性が高い。また、その繊維は極めて細く、吸引して肺の奥深くまで入ると体外に排出されず、肺がんや中皮腫などの疾病を引き起こすことが懸念されることから、大気汚染防止法において特定粉じんとして規定され、建築材料等として使用されている飛散性の高い吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去工事等における飛散防止に関する取組が行われている。さらに本市では、通常はアスベストが飛散しにくいですが、解体工事等の際に破砕等の不適切な取扱いをすることで飛散が懸念されるスレート等の石綿含有成型板についても、条例において飛散防止の取組を行っている。

色汚染度

生産活動の後に排出される着色排水の許容限度のこと。着色排水が公共用水域に排出されると景観や生態系に悪影響を及ぼすこともある。

（条例関連：条例施行規則別表第12）

雨水浸透施設

雨水浸透施設の機能は、雨水の集中排出による都市型水害を抑制することと、地下水をかん養するということがある。施設には、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。

エコ運搬制度

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度をいう。

（条例関連：第10章第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責

務)

SDS (Safety Data Sheet) 制度

化学物質又はそれを含有する製品を事業者間で取引する際、譲渡等をする事業者が相手方に物質の性状及び取扱いに関する情報 (SDS) を提供する制度をいう。この制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」 (PRTR法) 等によって事業者には義務付けられている。

この制度により、SDSの提供を受ける事業者は、PRTR法に基づく届出に必要な情報を得ることができるなど、化学物質の適正管理を行うための情報源としてこれを活用することができる。

なお、SDSは平成23年度まではMSDS (Material Safety Data Sheet) と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム) で定義されたSDS (Safety Data Sheet) に統一された。

オゾン層

地球を取り巻く厚さ約20 kmのオゾンを含む成層圏の層。生物に有害な紫外線の多くは、オゾン層で遮っている。世界的にも低緯度地域以外では、成層圏のオゾン量が減少する傾向にある。オゾン層が破壊されると、地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系の影響が懸念される。(条例関連：第12章第3節 オゾン層破壊物質の排出防止)

温暖化物質 (温室効果ガス)

大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果」をもたらすガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまふ。日射と吸収された熱の一部が下向きに放射されることから、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。温室効果による気温上昇は、海面の上昇などをまねくおそれがあるとされている。京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、パーフルオロカーボン (PFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、六

フッ化硫黄 (SF₆) の6物質、2013年からの第2次約束期間では3フッ化窒素 (NF₃) を加えた7物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。(条例関連：第12章第1節 温暖化物質の抑制)

汚濁負荷量

汚濁物質 (化学的酸素要求量 (COD)、窒素、リン) が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量の積で表される。(条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針)

質量の単位

k g (キログラム)	: 10 ³ g
m g (ミリグラム)	: 10 ⁻³ g (1000分の1 g)
μ g (マイクログラム)	: 10 ⁻⁶ g (100万分の1 g)
n g (ナノグラム)	: 10 ⁻⁹ g (10億分の1 g)
p g (ピコグラム)	: 10 ⁻¹² g (1兆分の1 g)

温排水

生産活動の後に排出される温水のこと。工場、発電所など多くの排出源があり、公共用水域の生態系に悪影響を及ぼすこともある。(条例関連：条例施行規則別表第12)

【か行】

化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODの値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁していることを示している。(条例関連：条例施行規則別表第12)

環境

市環境基本条例の主旨からすると環境は、空気、水、土、様々な生物等の自然が有する諸能力であり、全ての生物の生存の基盤となるものである。環境の範囲は、市民生活に係る環境要素をできるだけ幅広く捉えるとともに、社会、経済の状況の変化などから、市環境基本計画の中で大気、水、

緑、廃棄物、化学物質、都市気温など、16の要素としている。

環境基準

「環境基本法」に定められている環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。事業活動等を直接規制するための基準（大気の汚染、水の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準）とは異なるが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち、振動、地盤沈下及び悪臭については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準が定められていない。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、市民、行政、事業者、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

環境管理システム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、

手続であり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMS（Eco-management and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境管理システムは、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Act）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を尊重していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

環境行動事業所制度

環境行動事業所は、環境に配慮した事業活動として「環境管理・監査の体制の整備」、「持続可能な社会を構築するための商品・サービスや環境関連の社会貢献活動等の情報提供」などについて環境報告書等により一般公表し、地域住民との環境コミュニケーションに取り組んでいる事業所である。市は、条例第32条で環境の保全に係る自主管理に関する取り組みを評価し、「環境行動事業所」として認定し、本条例による手続の一部を免除する制度を導入している。

（条例関連：第3章第3節 環境行動事業所）

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

（条例関連：第7章第1節 環境への負荷の低減）

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい水準として定められた目標値。「環境基本条例」の規定に基づき、大気の汚染について定められている。

（川崎市環境基本条例 第3条の2）

環境リスク

化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性をいう。その大きさは、

化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（曝露量）で決まる。式で表すと次のとおり。

化学物質の環境リスク＝有害性×曝露量

規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法及び振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が使われている。

逆転層

通常、気温は上空に行くほど低くなるが、逆に気温が高くなっていくような大気層を逆転層という。逆転層があると、大気を安定させ、地上からの汚染物質の拡散を弱めることで逆転層と地表との間の大気汚染を悪化させる。

嗅覚測定法（官能試験法）

人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法の総称である。臭気濃度、臭気指数を求める測定方法であり、国が定める方法は、三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法である。3個のにおい袋（フラスコ）を用意して、このうち2個には無臭空気（水）を、残りの1個は採取試料を所定の倍数で希釈し、正常な嗅覚の判定員（6名以上）一人一人に、おおいのする袋（フラスコ）を選別させて、おおいを感知できなくなった希釈倍数を測定する方法をいう。

（条例関連：第4章第2節）

九都県市指定低公害車

首都圏の九都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車をいう。

CFC（クロロフルオロカーボン）

フロンガス的一种。1928年に開発され、冷蔵庫

やカーエアコンの冷媒（冷却剤）、スプレーの噴射剤など様々な分野で使用されてきたが、オゾン層を破壊するため現在は生産が全廃されている。

公害

環境基本法では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

公害防止等生活環境の保全に関する条例

1999年に「公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。

光化学スモッグ

自動車及び工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素は太陽からの強い紫外線を受け光化学反応を起し、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどオキシダント（酸化力の強い物質の総称）を二次的に生成する。これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。光化学スモッグの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受ける。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

公共交通車両優先システム（PTPS：Public Transportation Priority Systems）

大量公共交通機関であるバス等が優先信号制御でスムーズに走行できるようにするためのシステムである。これにより車両の平均旅行速度を上げることで、排出ガス削減による環境への配慮を図ることを目的としている。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

交通需要管理 (=交通需要マネジメント) (TDM : Transportation Demand Management)

自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用による平準化、分散化、軽減化を図ることで交通渋滞の緩和を目的としている。交通渋滞の緩和は、間接的に自動車公害を防止することから、重要な自動車対策として位置付けられている。

(条例関連：第10章第4節 交通需要管理区域の指定等)

国際環境規格 (ISO14000シリーズ)

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が制定した体系的な環境管理に関する国際規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減が継続的に実施する仕組みを構築するための要求事項が規定されている。

(条例関連：第3章第3節 環境行動事業所)

【さ行】

3 R (Reduce Reuse Recycle)

3 Rとは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再利用)、リサイクル (Recycle 再生利用) について、3つの頭文字を取って表したもの。発生抑制は、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。再生利用は、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

酸化触媒

ディーゼル車排ガス中の粒子状物質を除去するのに、白金などの酸化作用により粒子状物質を減少させ、一酸化炭素や炭化水素等についても二酸化炭素や水に変化させることができる装置をいう。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車NO_x・PM法)

窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化す

るとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、自動車NO_x法を改正し、2001年6月に制定された。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。

さらに、これまでの対策に加えて局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとする法律改正がなされ、2008年1月から施行されている。

自動車排出ガス測定局

「大気汚染防止法」(昭和43年法律97号)に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

臭気指数

においの付いた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気(水)で薄めたときの希釈倍数を求め、その常用対数値に10を乗じた数値。

臭気指数=10Log(希釈倍数) 有効数字2桁

臭気濃度

次の計算式で計算された値である。

臭気濃度=10^(臭気指数/10) 有効数字2桁

おおむね希釈倍数と同じ値になる。

(条例関連：条例施行規則別表第10)

振動レベル (L_v)

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、振動の大きさを表すもので、単位はデシベル (dB) で表す。

水準点

土地の標高を表す標石で地盤変動状況等を調べるための基準として用いられる。全国の国道や主要な道路沿いに2 kmごとに設置されている。

スクリーニング

環境影響評価手続において、事業の特性やその事業の実施される地域の特性を踏まえ、その事業について環境影響評価を実施する必要があるか否かについて個別の事業ごとに判断する仕組み。

スコーピング

環境影響評価において、事業者からの届出に対してその事業の許認可等を担当する行政機関が判定を行う手続きとして、この仕組みが導入されている。

生活騒音

生活騒音とは、家庭のピアノ、クーラーの室外機や共同住宅の上下階の音などの日常生活に起因して発生する音のことをいう。騒音の大きさとしては概して小さく、限られた近隣の生活者にだけ影響を生ずる場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、被害者も場合によっては加害者になりうるといった特徴を持っている。

(条例関連：第11章第1節 生活騒音の防止)

生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

(条例関連：条例施行規則別表第12)

精密水準測量

地盤沈下や地殻変動等の調査では、水準点を基準点として用いている。地盤変動を0.1mmの単位で求める精度の高い測量方法。

騒音レベル (L_A)

音圧レベルに音圧感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、騒音の大きさを表すもので、単位は、デシベル (dB) で表す。

【た行】

対策目標値

「環境基本条例」に定める環境目標値の達成に向けて、「公害防止等生活環境の保全に関する条例」において講ずべき対策上の目標値をいう。

(条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量)

対策目標量

対策目標値を達成するための市内の許容排出総量を設定するものであり、施行規則で広域汚染物質として、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、及び粒子状物質(PM)を規定している。

(条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量)

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能が低いまたはまったくないものである。代表的な代替フロンとしては、ハイドロフルオロカーボン(HFC)などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

耐容1日摂取量 (TDI)

健康影響の観点から一生涯にわたり1日当たり摂取しても健康に影響を及ぼすおそれのない体重1kgあたりの量をいう。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により4pg-TEQ/kg/日と定められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議において採択された「京都議定書」を踏まえ、地球温暖化防止に向け、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等のための計画の策定やその実施状況の公表等